

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央一丁目十六番二十の一部、十六番三十四の一部、十六番三十五の一部）

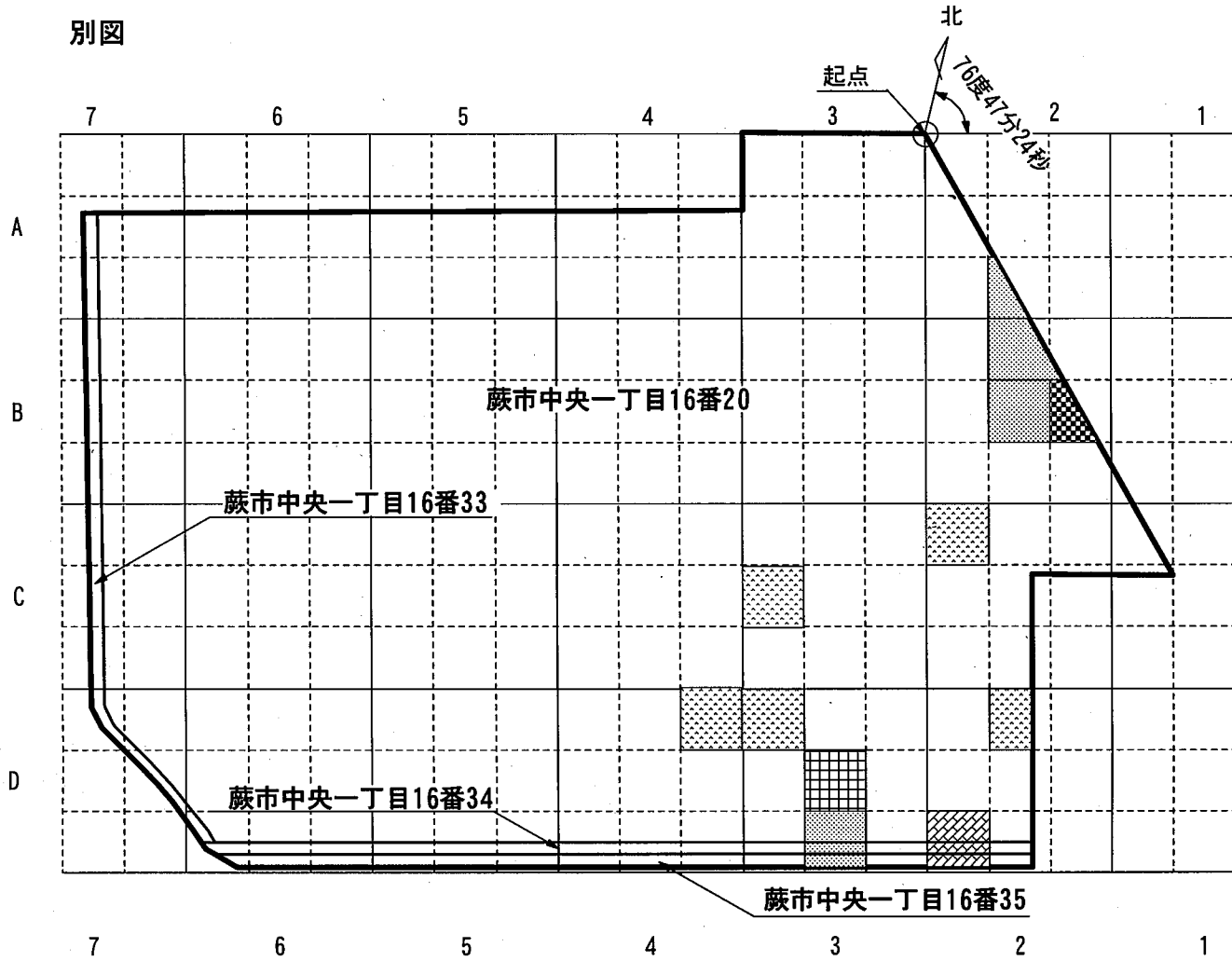
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・一、ジクロロエチレン、シス、一・二、ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、蕨市中央一丁目16番20の
 最北端とする。

【格子の回転角度（76度47分24秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により構成されている格
 子を、起点を支点に右方向に回転
 させた角度を示す。



凡 例

- : 単位区画 (10m格子)
- : 30m格子
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 起点

【不適合となった特定有害物質の種類】
 (要措置区域)

- : トリクロロエチレン
- : シス-1, 2-ジ クロロエチレン
- : トリクロロエチレン及びシス-1, 2-ジ クロロエチレン
- : テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- : トリクロロエチレン、1, 1-ジ クロロエチレン、
シス-1, 2-ジ クロロエチレン及びベンゼン